

熊本地震

『一部損壊』世帯の
義援金申請について

「人的被害」および「半壊」以上の世帯は、引き続き義援金および生活再建支援金申請受け付けを行っています。

熊本地震により益城町で被災された方および被害を受けた住家に居住していた世帯を対象に、義援金の配分を行います。居住家屋が「一部損壊」の世帯は、次の方法により義援金の申請手続きを行ってください。

町配分義援金(5万円配分)

り災証明書を取得されている「一部損壊」世帯の世帯主あてに、申請書を郵送します。必要な書類を同封の返信用封筒にて、福祉課あてに返送してください。

●提出書類

- ・申請書
- ・り災証明書の写し
- ・振込口座預金通帳の写し
- ・本人確認書類の写し(免許証、保険証など)

県配分義援金(修理費が百万円以上の場合のみ10万円配分)

修理費用、修理箇所などの確認が必要になりますので、必要な書類を持参のうえ、福祉課までお越しください。

●受付期間 1月4日(※)

平成30年3月30日(※)(閉庁日除く)

●対象範囲(県内統一基準)

日常生活に欠く事のできない部分の工事(修理)に百万円以上支出した場合が対象となりますが、内装や外構

のみの工事(修理)、家電製品の修理、購入などは対象となりません。

区分	工事(修理)箇所・部分
対象となるもの	<ul style="list-style-type: none"> ■屋根、柱、床、外壁、基礎等・ドア、窓等の開口部(ガラス、鍵の交換も含む) ■上下水道、電気、ガス等の配管配線、吸排気設備(換気扇等) ■衛生設備(便器、浴槽等)、給湯設備(電気温水器等) ※上記の対象箇所、部分であっても壊れていない場合の取り換えやリフォーム、グレードアップは対象となりません。
対象とならないもの	<ul style="list-style-type: none"> ■内装(間仕切り壁、壁紙、天井の仕上げ、ふすま、障子等、畳) ■外構(門、車庫、カーポート、塀、柵等) ■家電製品

●提出書類

- ・申請書
- ・り災証明書の写し
- ・振込口座預金通帳の写し
- ・本人確認書類の写し(免許証、保険証など)
- ・領収書
- ・工事(修理)箇所がわかる書類(内訳書、明細書、見積書など)

●受付場所 福祉課

※り災証明書を取得されていない方は、取得手続きをお願いします。

福祉課生活再建支援係

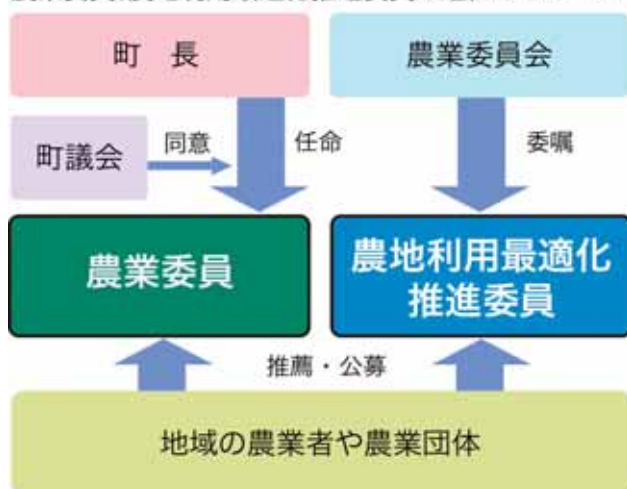
☎289・1400

制度の大幅な変更です 農業委員会制度が変わります

☎町農業委員会事務局 ☎286-3277

農業委員会に関する法律が改正され、平成28年4月1日より施行されました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の選任のイメージ



※益城町の農業委員は、平成29年7月19日の任期まで在任し、現委員の任期満了後から新制度へ移行することとなります。

農業委員会の役割を「農地等の利用の最適化の推進」として強化

「農地等の利用の最適化の推進」には、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進などがあり、農業委員会の必須業務として位置づけられました。

農業委員の選出方法の変更

農業委員の選出方法が、公選制から町長が議会の同意を得て任命する方法に変わりました。

委員の任命には、過半が認定農業者であること、農業委員会の所掌事務に関して利害関係のない人を1人以上含めること、年齢・性別に著しい偏りがないように配慮することが求められています。

農地利用最適化推進委員の新設

農業委員とは別に割り当てられた、各地域における農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員が新設されました(農業委員会が委嘱)。